

「高等教育の計画的整備について」に対する見解

国立大学協会

昭和 51 年 6 月 22 日

高等教育懇談会は、昨年 12 月 6 日標記の計画について高等教育計画部会の中間報告を発表し、次いで本年 3 月 15 日その正式な報告（以下「報告」という。）を提出した。その中には賛意を表すべき内容も少なくないが、ここでは特に問題があると思われる諸点を取り上げ、国立大学協会の見解を述べる。これが今後の高等教育の整備の実施の上に反映されることを期待する。

I 基本方針について

1、高等教育計画の基本理念について

本「報告」の内容は、昭和 48 年度の報告から引きつがれてきたものであり、今後 10 年間のわが国の高等教育を、主として量的な側面から計画的に整備するための方向と内容を明らかにしたものである。その基調は、経済・社会情勢の変化によって生じた進学志望者の増大に如何に合理的に対応できるかにかかりており、この数を地域、構造の両面から配分することを策定したものである。したがって計画の骨子は、地域間格差の解消、専門分野構成の不均衡の是正、人材の計画的養成に必要なものに対して述べられている。

しかしながら、もし高等教育の計画が、進学志望者の増加というデータにより、その数を機械的に割り振ることをその方針としているとすれば、基本理念を欠いているといわざるをえない。

高等教育の基本計画の策定にあたっては、その基本理念を明らかにし、量的拡大とともに、現在の高等教育にみられる格差のひずみや、教育の空

洞化の根因を探り、それらを是正し、研究教育の質を向上せしめるための方策を明示する必要がある。

本「報告」は、このような基本理念についての検討を欠いているといえよう。

2、計画的整備における方法について

「報告」は、前期（昭和 55 年まで）における、人材の計画養成を必要とする分野の学生数の算定を第一にあげ、併せて地方国立大学の整備、私立大学の質的充実、教育制度の流動化を提示している。しかしながらわれわれは、これらの整備にあたっては、前述したように、まず教育機関のあり方に關し総体的な枠組みや規模をどのようにすべきかが明確にされていなければならないと考える。また、研究教育上の目的や任務や機能を、どのように把握するかによって、その設置形態や種類の違いが生ずるが、これに関する明確な指針を欠き、その計画的整備の方法の上できめ細かな配慮がなされず、単に数値を目途とした画一的、形式的な策定がなされているように思われる。したがって、本「報告」が一つの柱としている地方国立大学の整備についてみても、たとえ学生定員増による講座・学科目の拡大がなされ、あるいは又構造の柔軟化、流動化による再編成がなされたとしても、もしそれらが現行基準による枠内にとどまるとすれば、それが内蔵する不合理なひずみや停滞が残されたまま形式的な整備が行われることになる。

また本「報告」では、大学院に関する問題は、「大学院問題懇談会」の審議に委ねられているが、今日、学部教育と大学院教育とは密接に関連しており、大学院のあり方の検討や位置づけを含まない高等教育の整備は、最も重要な中心の柱を欠いているものといえよう。大学院を含む高等教育機関の全

体系を総合的にとらえ、これらを正しく位置づける高等教育の計画的整備の方法の速やかな確立が要請されるのである。

3. 拡充計画の所要経費について

いまでもなく、高等教育の拡充は、その財政的基盤の確立なしには、その現実的な策案は提示されえない筈である。昭和48年度と49年度の報告は、国民経済の中において高等教育に充当すべき経費の規模や、資源配分の効率等について検討を加えている。それによれば、目標年度における高等教育の経費は、私立大学の学生1人当たりの経費を国立大学なみとしても、国民総生産に対して10%の比率であり、このような規模は、将来諸条件の変動があるとしても、決して国民経済に対して過大なものではないと明言している。さらに、その報告では、現実には昭和46年度の経費は8,000億円で、比率にして0.99%であったものが、40年代を通じて大学の規模が拡大したにもかかわらず、むしろ漸減の傾向にあるのであると指摘し、教育費の負担について種々の分析が行われている。

しかるに、本「報告」では、この問題の検討がなされず、教育経費の内容や予測の部分が全く削除され、これに関しては一言も触れられていない。

高等教育の問題は国の百年の計にかかる国政の基本的な柱であって重みをもつべきものであり、これに必要な経費の規模や内容を具体的な数字として明らかにし、それに基づく諸種の施策を提言することこそ「報告」の重要な課題であると考える。

4. 大学院の拡充・整備について

前述のように今日のわが国の大学の拡充整備は、直接間接に大学院問題と

関連しており、両者を分離して高等教育を考えることはできない状況にある。

昭和49年度の報告では、学問の高度化や専門的分化に応じて研究教育の水準を高めるためにも、また高度の専門職業人や高等教育機関の教員・研究者を確保するためにも、大学院を計画的に拡充する必要があるとしている。さらにその拡充にあたっては、現状のままの量的拡大ではなく、研究教育の内容や条件の改善を図ることが必要であり、特にその教員組織については格段の充実を提案している。これに加えて大学院の規模に関して、将来の需要に見合ういくつかの仮定を設けて試算し、その設置形態についても新たな構想を示している。

しかし、本「報告」は、この問題を、「大学院問題懇談会」の検討に委ねたとしている。大学院問題と切り離された拡充整備は、その内容の空洞化を意味するにほかならない。なお、当協会が全国立大学の意見を背景にして昭和48年10月に発表したく「大学院および学位制度の改善について（中間報告）」に対する見解>には、今日の大学院問題に関するわれわれの見解が示されており、今後の施策に反映されることを要望する。

II 整備計画の内容について

1. 国立大学の整備の規模について

「報告」は、昭和49年の報告をうけて、これから10年間を昭和55年を境として前期と後期に分け、その重点を前期におき、これを基盤整備のための高等教育の質的な整備充実のための期間として、その重点事項に(1)計画養成を必要とする医師・歯科医師・医療技術者、初等教育教員等の養成、(2)地方国立大学の整備、(3)規模の拡大を伴わない私立大学の質的充実、(4)社会的要請にこたえる新たな分野の開拓等をあげている。

ここで“整備の規模”について考察すると、学生増に対する対応としてその数的な基礎が示されているが、それは、諸条件の整備が行われた場合、昭和55年度において18才人口に占める大学等の入学者数の比率は403%、国公立大学と私立大学との比率は18.5:81.5となることを予想し、昭和50年度に対して31500人の増加を見込んでいる。

そのうち、国立の担当すべき数は10000人と策定し、その内訳は医歯・医療技術に対し2900人、教員養成に1600人、一般に5500人となっている。

これらの配分数の根拠は必ずしも明らかではないが、従来の拡充の実績をふまえて年平均2,000人と見込み、そこから5年間で10000人の増員と算出されているようにみえる。

このうち特に問題となると思われるは、“一般”とされている領域の内容であろう。因みに、昨年12月の中間報告では、医歯・医療技術3,300人、一般5,100人とされていたものが、本「報告」では、それぞれ2,900人と5,500人となっている。これは総数を一定とし、ある分野を適当に決めた残りを“一般”としたという印象が強く“一般”的な領域についての数的な根拠は明確でない。

また、この計画を推進するにあたって、必要な教職員の増員が現在の給定員法の枠をそのままにして、果して実行しうるものかどうか、現行基準のまで、所期の成果があげられるものかどうか、前述した質の向上に関する予算措置なしに充実がはかるものか、疑問に思われる。

2. 地域配置計画について

「報告」は、高等教育機関の地域配置における不均衡を是正するために、

一方においては大都市圏を含む広域ブロックの区分を想定すると同時に、新増設を行わない地域を指定することによって、需要の増加に対応しようとしている。

しかし、配置計画の問題は、研究教育要員・研究費・施設費・旅費等の予算上の新たな配分計画と密接不可分に結びついており、優秀な人材を地方に吸収し、定着させるための方策を含まない計画では、整備は形骸化されざるをえないであろう。

以上「高等教育の計画的整備について」で示されたわが国の高等教育の拡充整備計画の基本方針やその実施にあたっての主要な問題について、国立大学協会の見解を述べてきたが、その実施にあたってはこの「見解」が十分反映されることを期待する。

さらに、将来の高等教育の拡充整備の計画にあたっては、「見解」に示した問題点を十分考慮し、論理性、説得性のある内容のものが策定されるべきであると考える。